

第46回 仕事と生活の調和
連携推進・評価部会

内閣官房内閣人事局説明資料

平成31年 2月18日（月）

13:00～15:00

於 中央合同庁舎 8号館

平成30年11月2日報道資料「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（内閣官房内閣人事局）より抜粋

国家公務員の育児休業等の取得状況（平成29年度）

（注）一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成29年度）の結果について」（平成30年9月28日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

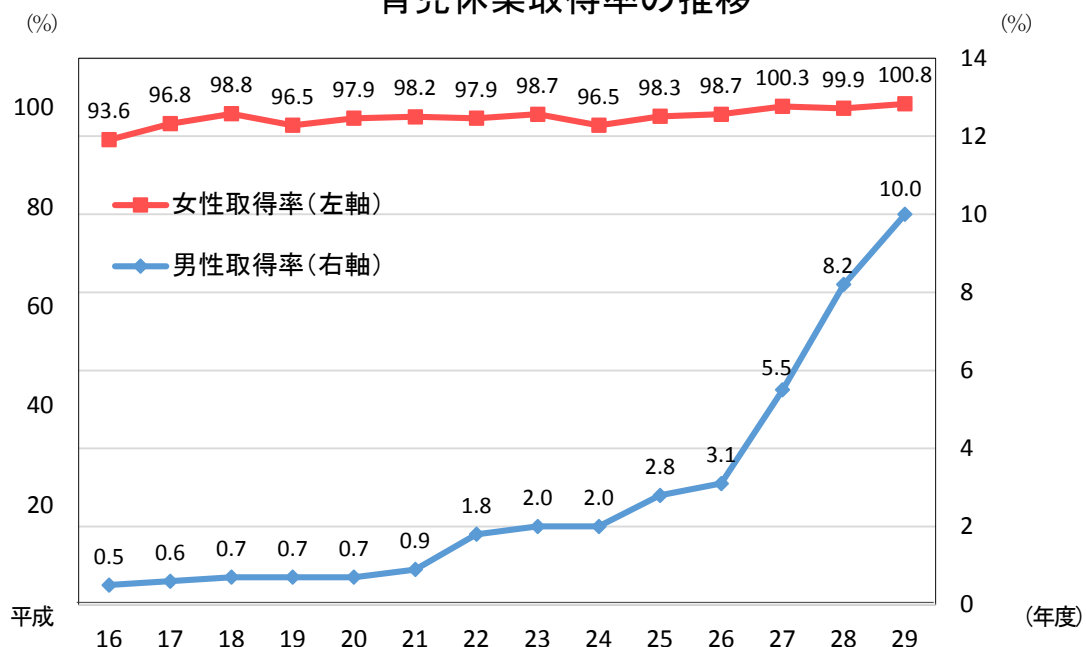
1 国家公務員の育児休業の取得状況

（1）新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は1,314人、取得率は10.0%（前年度から1.8ポイント増）（調査開始以降、最高数値）
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,927人、取得率は100.8%（前年度から0.9ポイント増）

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 注1 (A) (人)	当該年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員数 (B) (人)	取得率 A/B (%)	新規取得者数 注1 (A') (人)	当該年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員数 (B') (人)	取得率 A'/B' (%)
平成29年度	1,314	13,080	10.0	2,927	2,903	100.8
平成28年度	1,044	12,764	8.2	2,800	2,804	99.9

育児休業取得率の推移



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

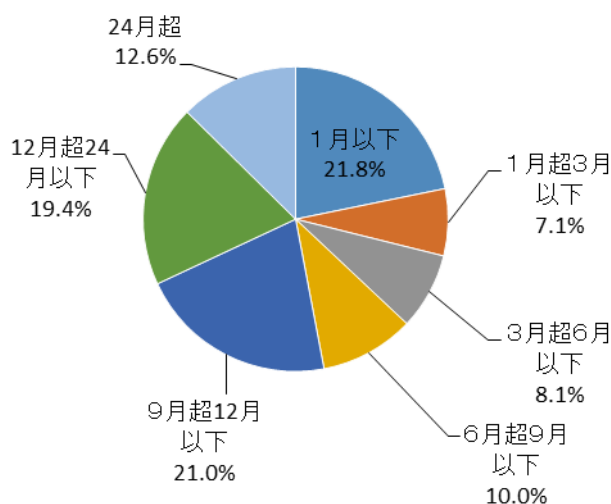
2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（例えば、平成29年度については平成29年2月3日から平成30年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、平成29年度については、平成29年度中に新たに育児休業を取得した者（平成26～28年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(2) 新規取得者の育児休業期間

- 平成29年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、10.5月（男性2.0月、女性14.3月）。前年度は、11.9月（男性2.3月、女性15.5月）となっている。
- 休業期間の分布状況は、「1月以下」が21.8%と最も多く、次いで「9月以上12月以下」が21.0%の順となっている。

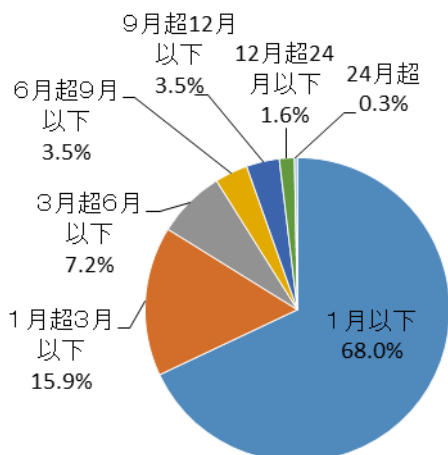
育児休業期間の状況(全職員)



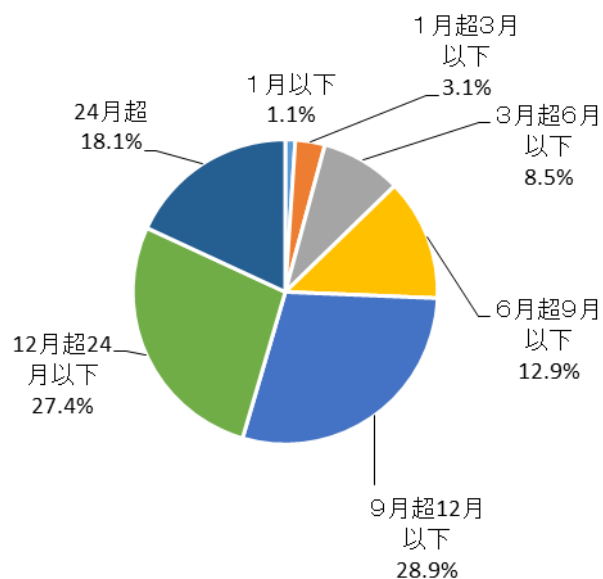
(注) 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある（以下の各円グラフについて同じ）。

- 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「1月以下」が68.0%と最も多く、女性は「9月超12月以下」が28.9%と最も多い。

育児休業期間の状況(男性)



育児休業期間の状況(女性)



2 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）の使用状況

- 「男の産休」5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した男性職員の割合）は、前年度から12.8ポイント増の51.9%（6,795人）となり、調査開始以降、最高数値（初めて5割を上回った。）。

なお、平成29年度に子が生まれた男性職員（13,080人）のうち、「男の産休」を使用した男性職員の割合は82.8%（10,831人）（前年度80.1%（10,223人））。

（注）「男の産休」を使用した男性職員には、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
「男の産休」 5日以上使用率（%）	24.7	30.8	39.1	51.9

（1）配偶者出産休暇

平成29年度に子が生まれた男性職員（13,080人）のうち、配偶者出産休暇を使用した男性職員の割合は79.6%（10,408人）（前年度77.5%（9,898人））、平均使用日数は1.8日（前年度1.8日）となっている。

（注）「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇

（2）育児参加のための休暇

平成29年度に子が生まれた男性職員（13,080人）のうち、育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は63.2%（8,271人）（前年度56.9%（7,261人））、平均使用日数は3.7日（前年度3.5日）となっている。

（注）「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

国家公務員の男性職員の育児休業等取得の啓発

1 ハンドブック、ポスターの作成・配布

国家公務員の男性職員の育児休業等の取得率向上のため、ハンドブックやポスターの作成及び配布を行うとともに、管理職員や男性職員への呼び掛けを行うこと等により、職員に対する制度の周知、意識啓発を実施

○男性職員の育児休業等取得促進ハンドブック 「イクメンパスポート」



○男性職員の育児休業等取得啓発ポスター



2 セミナーの開催

内閣人事局が実施するセミナーにおいて、「男の産休」や男性職員の家庭生活への参加促進に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施

- 女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー（管理職員対象）
- 仕事と育児の両立セミナー（共働き世帯で未就学児の子を持つ職員対象）
- 育児休業取得者のための職場復帰セミナー（育児休業中の職員及び育児休業から職務復帰しておおむね1年以内の職員）

3 eラーニングの実施

内閣人事局が各府省等の全ての管理職員を対象に「働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係る管理職員向けeラーニング」を実施。管理職員が、自身の発言や態度を振り返り、必要となる具体的な行動例を確認することで、価値観・意識の改革を推進。